

経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 対象作物** 麦、大豆、そば、なたね(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)
- 対象農地** 畑及び水田
- 交付対象者** 認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)
- 交付金額**
 - 数量払** 収穫量に交付単価を乗じた金額(基本は数量払)
 - 面積払** 数量払の先払として、当年産の作付面積に応じた金額
- 交付単価**
 - 数量払の単価** 下表を参照(令和4年産まで適用)
 - 面積払の単価** 20,000円/10a(「そば」は13,000円/10a)

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg	大豆	9,930円/60kg
二条大麦	6,780円/50kg	そば	13,170円/45kg
六条大麦	5,660円/50kg	なたね	8,000円/60kg
はだか麦	9,560円/60kg		



※交付単価は品質区分に応じて設定されております。詳細は国のパンフレットをご確認ください。

2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- 対象作物** 米、麦、大豆(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)
- 加入対象者** 認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)

- 当年産の販売収入額の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。(積立金は掛け捨てではありません。)
- 標準的収入額から10%又は20%の収入減少に対応する積立額を選択します。

農業保険

自然災害、価格低下等に備えて、公的な保険制度である農業保険(収入保険・水稲共済)に加入しましょう。

(1) 収入保険

青色申告を行っている農業者の農業収入の減少を補償します。

(2) 水稲共済

自然災害や病虫害等による減収、品質低下を補償します。

青色申告の方は、収入保険をおすすめします。ただし、国費の二重助成を避けるためにナラシ対策と収入保険は同時に加入できないため、どちらか一方を選ぶことになります。詳しくはお近くの農業共済組合へお問い合わせください。

埼玉県農業共済組合 **本所 048-645-2141**

中部統括支所(川越) 049-235-8711 東松山支所 0493-22-0655 上尾支所 048-779-6911
 北部統括支所(熊谷) 048-533-8030 本庄支所 0495-21-0255 秩父支所 0494-22-0647
 東部統括支所(行田) 048-559-1588 宮代支所 0480-32-1015 越谷支所 048-965-7251

令和4年度 埼玉県版

水田活用の直接支払交付金と経営所得安定対策等の概要



このパンフレットは農家の経営安定ならびに需要に応じた生産の促進を図るための制度が掲載されています。今年度の改正点等を盛り込んでありますのでぜひご活用ください。

水田活用の直接支払交付金

1 戦略作物助成

水田で麦、大豆、飼料用米・米粉用米等を販売目的で生産する販売農家、集落営農に対して交付金が直接交付されます。

2 産地交付金

埼玉県が定める「埼玉県水田収益力強化ビジョン」に基づき、水田で麦、大豆、飼料用米・米粉用米等を販売目的で生産する販売農家等に交付金が交付されます。

3 水田農業高収益化推進助成

県・市町村等が策定する「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物による畑地化の取組および子実用とうもろこしの作付に対して交付されます。

経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産・販売する農業者の経営安定のための交付金です。数量払は品質及び生産量に応じて交付されます。

2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、補てんします。補てんの財源は国の交付金と農業者の積立金で負担します。

農業保険

(1) 収入保険

自然災害だけでなく、価格低下、怪我や病気などによる収入の減少も、補償対象となります。

(2) 水稲共済

移植期から収穫期までの自然災害などによる収穫量の減少を補償します。

本パンフレットの内容についての照会は、最寄りの地域農業再生協議会(市町村・JA)又は下記へお問い合わせください。

(連絡先は県協議会HPをご覧ください)

■ 埼玉県農林部 生産振興課 048-830-4036
 ■ JA埼玉県中央会 JA支援部農政対策担当 048-829-3309
 ■ 関東農政局生産部 経営所得安定対策チーム 048-740-5866



県協議会HPはこちら



関東農政局HPはこちら

水田活用の直接支払交付金

1 戦略作物助成

対象農地 水田
交付対象者 販売農家、集落営農

対象作物(基幹作のみ)	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	35,000円/10a※2
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じて 55,000円/10a～105,000円/10a



※1 飼料用とうもろこし含む
※2 多年生牧草については
収穫のみ行う年は
1万円/10a支援

2 産地交付金

対象農地 水田
交付対象者 下表のとおり

(1) 作物等への助成

★産地交付金の各助成内容はR4年度のものであり、R5年度以降も同じ内容を保証するものではありません。

No.	対象作物等※1	対象者	助成単価(円以内/10a※2)		充当する 順番 ※4
			当初	配分増額により充当 する場合の上限額	
1	麦、大豆	認定農業者 集落営農 認定新規就農者	5,500	6,500	②
2	野菜		5,500	-	-
3-1	飼料用米		4,300	6,500	④
3-2	米粉用米		3,000	-	-
4-1	二毛作 (主食+戦略作物等)※3	販売農家 集落営農	4,000	10,000	⑤
4-2	二毛作 (戦略作物等同土)※3		11,000	12,500	①
5	飼料作物		5,500	6,500	③

※1 No.1、No.3、No.5の助成については収益性向上に資する取組が必要です。
※2 「円以内/10a」とあるのは実績が計画を超える等により、減額になる場合があるため。
※3 戦略作物等：麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米、そば、なたね、新市場開拓用米等
※4 追加配分を受けた場合は充当する順番に従いそれぞれ上に示す単価を上限として充当します。

(2) 地域の取組に応じた追加配分による助成

取組内容	対象者	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約(R2、R3からの継続分)	販売農家、 集落営農	0.6万円/10a
そば、なたねの作付け(基幹作のみ)		2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け(基幹作のみ)		2.0万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約(3年以上)		1.0万円/10a

3 水田農業高収益化推進助成

県・市町村等が策定した「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における①高収益作物の導入・定着を図る取組、および②子実用とうもろこしの作付に対して支援します。

① 高収益作物の導入・定着を図る取組

ア.高収益作物定着促進支援：高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。
2.0万円/10a(加工・業務用野菜の場合は3.0万円/10a)×5年間(イとセット)

イ.高収益作物畑地化支援：高収益作物による畑地化の取組を支援*。
高収益作物は17.5万円/10a(その他作物は10.5万円/10a)
※R5年度までの時限措置。遊休農地や耕作放棄地への畑地化は対象外

② 子実用とうもろこし

子実用とうもろこし支援(1.0万円/10a)：子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。



経営所得安定対策等における 交付金イメージ

【試算条件】

麦：7俵/10a 大豆：3俵/10a なたね：2俵/10a

対象者：認定農業者

飼料用米は令和3年までに複数年契約を結んでいるものとする。



単位：円/10a

品目※1	基幹作	二毛作	畑作物の 直接支払交付金 (ゲタ対策) ※2	水田活用直接支払交付金			合計		
				戦略作物助成	産地交付金				
					作物等への助成 (二毛作助成以外)	二毛作助成		地域の取組 追加配分	
主食用米	麦		46,970	9,500	0	5,500	4,000	0	56,470
飼料用米	麦		46,970	106,800	80,000	9,800	11,000	6,000 (複数年契約継続分のみ)	153,770
大豆	麦		76,760	57,000	35,000	11,000	11,000	0	133,760
WCS用稲	麦		46,970	102,000	80,000	11,000	11,000	0	148,970
飼料用米単作			0	90,300	80,000	4,300	0	6,000 (複数年契約継続分のみ)	90,300
麦単作			46,970	40,500	35,000	5,500	0	0	87,470

※1 圃場において1品目のみ作付ける場合、その品目が「基幹作」となる。また、同一圃場で2品目を作付ける場合、任意で基幹作・二毛作の品目を設定することができる(ただし、主食用米は必ず基幹作となる)。

例：大豆・麦の組合せ→大豆と麦のどちらを基幹作としてもよい。
主食用米・麦の組合せ→主食用米が基幹作、麦は二毛作となる。

※2 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の単価は平均交付単価を使用。

- 本パンフレットは、埼玉県農業再生協議会のホームページ上でもご覧いただけます。
- 経営所得安定対策等の詳細については、関東農政局ホームページ上でもご確認ください。



県協議会HP



関東農政局HP